

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第215回 中国国有企業が社内コンプライアンスの管理強化へ

最近、中国国務院国有資産監督管理委員会（SASAC）から、国有企業のコンプライアンス管理強化について定められた「中央企業のコンプライアンス管理弁法」（「弁法」）が公布され、2022年10月1日から施行される予定です。「弁法」は、SASACが管理する中央管轄の国有企業を直接的に拘束する法律で、地方の国有資産監督管理委員会にも国有企業のコンプライアンス管理強化のために指導すべきことを定めているため、その適用範囲は国有企業であれば中央管轄か、地方管轄かを問いません。中国でビジネスを展開する日系企業は、国有企業との合弁や取引を行っているところも多いため、今回の国有企業のコンプライアンス管理強化は注目すべき内容です。今回は、この「弁法」の着目すべき点や注意点について解説します。

## ◇日本企業と国有企業との取引が思うように進まない事例

日本本社のA社と中国の地方政府が出資する国有企業B社が共同出資し、出資比率70%と30%の日中合弁会社C社を設立した。数年間の合弁事業の後、A社はB社が保有するC社のすべての株式を取得し、C社を完全子会社化する意向を固め、B社に伝えた。A社の買収提案についてB社も取引を行う意思を示していたが、B社との株式譲渡の交渉や取引手続きの複雑さや必要な時間はA社の予想をはるかに超えていた。

上記のような事例で複雑さを生み出す原因の一つは、国有企業のコンプライアンスである「国有資産の損失防止」という原則です。この原則に則（のっと）らなければならないB社は、保有するC社の30%の株式の価値について特別な監査と資産評価を実施する必要だけでなく、株式譲渡の交渉価格が資産評価結果を下回ってはならないという制約を受けています。また、B社側が「大株主であるA社がC社に対する支配権を利用して、過度に低価格で製品を購入し、同様に株主であるB社の利益に損失をもたらした」と主張し、取引によって生じた損失を補填（ほてん）するよう要求した事例もあります。仮にこういった売買条件が全てそろった後でも、B社は管轄する国有資産監督管理委員会への報告が必要で、承認されてからでないと後続の手続きに進めません。

これに限らず、国有企業であるB社が保有株式を売る行為は国有資産の処分行為とされ、産権取引所で公開取引を行わなければならないという制約もあります。そのため、A社が唯一の譲受人として自社に有利な価格を交渉したいと考えても、その制約がハードルとなり実現できません。つまり、単にB社とのみ交渉条件をすり合わせるだけで株式売買が成立するわけではないのです。

こうしたさまざまな原則や制約があるために、中国合弁法人の完全子会社化を目的とした株式売買の意向を中国の合弁相手に伝えてから、完全子会社化を実現するまで2年半以上かかったケースもあります。

## ◇「弁法」のポイントと注意点

国有企業が「弁法」に則って、企業内のコンプライアンス管理システムをさらに強化すると、より一層慎重な態度となり、事業活動でもさらに煩雑な手続きを要するようになることから、今後、国有企業との事業活動や取引が長期化してしまう恐れがあります。具体的なコンプライアンス管理システムの強化は以下のようなものが挙げられます。

1. 国有企業は、社内に厳格なコンプライアンス管理システムを確立し、それを厳密に実施しなければならない。さもなければ、企業と関連する人員は責任を問われる。

2. 国有企業は「共産党委員会（党グループ）→董事会→経営層→事業および専門部門」それぞれのレベルごとにコンプライアンス管理システムを確立し、各レベルの責任を明確にしなければならない。

3. 国有企業は、コンプライアンス委員会を設置しなければならないが、法治機関と同じ組織でもよい。また、最高コンプライアンス責任者（CCO）を設置しなければならないが、これも同じく法務顧問が兼務してもよいとされる。この規定からは、コンプライアンス管理が依然として本質的に法務の一部として扱われていることが推察される。

4. 国有企業は、独占禁止、商業贈収賄防止、生態環境保護、安全生産、労働雇用、税務管理、データ保護などの重要分野、コンプライアンスリスクの高い業務に対して具体的なコンプライアンス管理システムや特別なガイドラインを策定しなければならない。

5. 国有企業は、コンプライアンス評価を経営における管理プロセスに組み入れなければならない。重大意思決定事項に関しては、CCOによりコンプライアンス評価の意見を添えなければならない。CCOの署名が必要となる。

6. コンプライアンス上のリスクが発生した場合、社内関連部門は規定に従って速やかに対応措置を講じ、社内コンプライアンス管理部門に報告しなければならない。

#### ◇日系企業へのアドバイス

中国の国有企業は経済的に豊富なリソースを保有しており、信用力も比較的高いことから、今後も国有企業と取引を行う日本企業は多くあると考えられます。国有企業との取引を正しく効率的に行うために、上記に述べた国有企業特有のコンプライアンス管理のあり方を十分に理解することが必要でしょう。

## 継峰電子、江蘇省にコネクタ工場＝太陽光用強化

中国ニュースサイト、中国証券網が26日までに伝えたところによると、深セン証券取引所の新興企業向け市場「創業板」に上場するコネクタメーカー、継峰電子（広東）は、主要生産拠点を置く江蘇省昆山市の千灯鎮に工場を新設し、華東地区で事業を拡大する。

現地子会社の昆山維康電子が工場新設などに2億5000万元（約50億円）を投じ、精密コネクタやリード線の生産規模を拡大する。特に需要が拡大する太陽光発電や風力発電向け製品を増強する。

継峰電子は産業用コネクタが主力だが、自動車や新エネルギー分野向けも増強している。今月8日に新規株式公開（IPO）を実施し、約14億4000万元を調達したばかり。（上海時事）

## 《青島・山東省》

### 山東省1～8月経済は回復強まる＝鋳工業生産が5%増

中国山東省統計局は24日、今年1～8月の同省の主要経済指標を発表した。年間売上高が2000万元（約4億0200万円）以上の省内の鋳工業企業による付加価値ベースの生産額は前年同期比5.0%増となった。同局は「一連の景気対策の成果により、経済回復の傾向が強まった」と分析した。

鋳工業の41分野のうち、同生産額は29分野で前年同期に比べて増加した。特に食品製造、化学工業、電子の分野では増加ペースが大きかった。

また、1～8月の省内の固定資産投資額は前年同期比6.4%増。第2次産業では15.0%増となった。

小売売上高は前年同期と同水準の2兆0860億6000万元。省の支援策により、自動車と家電の売上高は回復傾向となった。8月単月で一定規模以上の業者による自動車の小売売上高は前年同月比12.3%増、家電は20.4%増だった。（時事）